

第3回 旭川市観光振興のための 新たな観光財源に関する検討部会 資料

令和6年3月4日（月）

旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する 答申（骨子）の内容について

○ 目次

1 観光振興のための新たな観光財源の必要性について

- (1) 旭川市の観光についての現状と課題
- (2) 旭川市の財政状況

2 観光振興のための観光財源の確保策について

財源確保に適した手法

3 観光振興のための観光財源の在り方について

- (1) 観光財源の使途
- (2) 制度の概要

1 観光振興のための新たな観光財源の必要性について

観光関連産業は裾野が広く、経済波及効果が高いため観光振興を図ることで経済の活性化につながるものとして国も道も位置付けており、本市においても観光基本方針を作成し、目指すべき将来像を「旭川市が世界中から訪れたいくなる観光地へ」と定めて様々な取組を行っている。

(1) 旭川市の観光についての現状と課題

【現状】

コロナ禍前の入込客数はおよそ530万人規模でほぼ横ばいで推移しているものの宿泊延べ数は平成30年度と25年度を比べると1.5倍、外国人宿泊延べ数は5倍と増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響が令和元年から生じ、特に令和2・3年度は大きく落ち込んだ。令和4年度は8割程度まで回復した。

【課題】

- 入込客数の数に対して宿泊者数が大きく下回っており、本市を訪れる観光客は宿泊をしない「通過型」のスタイルが多い。
- 夏季に比べ、冬季の入込客数は落ち込む傾向にあり、季節的偏在がある。

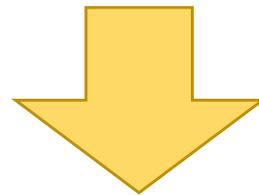
⇒ これらの課題を解決するため、旭川市内への宿泊につなげる取組や季節的偏在を解消する取組が特に重要

(2) 旭川市の財政状況

○旭川市においては義務的経費の割合が例年50%程度で推移しており、また、少子高齢化の進行により少しずつ増加する傾向にある。

○本市の財政を自前の収入でどの程度賄っているかを示す「財政力指数」や地方自治体の財政の健全性を示す「健全化判断比率」等の数値を全国中核市と比較すると、ほかの中核市と比べ本市の財政状況は厳しいといえる状況にある。

⇒ **厳しい財政状況の中、観光振興事業に割ける予算は減少傾向にある**



観光財源を確保し、その財源を活用した事業を実施することで来訪者を増加させ、それにより新たな財源収入を獲得しさらなる観光サービスを提供していくという好循環を生み出すことで、市内消費の拡大や関連産業の活性化につなげることができる。

2 観光振興のための観光財源の確保策について

財源確保に適した手法

- 受入環境の整備や魅力の向上などといった取組を行うことで、旭川市が世界中から訪れたいくなる観光地へと発展するための投資を行うにあたっては、市民だけが負担するのではなく、本市に滞在する宿泊者にも一部を負担いただき、新たな観光財源を確保する必要がある。
- 地方自治体が自主財源を確保できる方法の種類としては、地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、寄附金などが考えられるが、財源の規模、安定性・継続性、受益と負担の観点から比較すると地方税（法定外目的税）が最も安定し、ある程度の規模での確保が可能であると見込まれる。
- ふるさと納税やクラウドファンディング等の寄附といった、その他の方法による財源確保についても併せて検討する必要があるものの、他の自治体が法定外目的税として導入している「宿泊税」が妥当との意見が多数であった。
しかし、入湯税も用途の一つに観光振興があり目的が重複するほか、低料金で宿泊を提供している施設においては、宿泊者に重税感を与えてしまうため一部には反対との意見もあった。

3 観光振興のための観光財源の在り方について

(1) 観光財源の用途

受入環境の充実や魅力の向上と効果的な情報発信，閑散期対策，誘客促進などの旭川市における持続可能な観光を推進し，観光基本方針で定める目指すべき姿である「旭川市が世界中から訪れたいくなる観光地」へと発展するために必要な施策に要する費用に充てる。

- ・ 用途については，宿泊関連事業者や観光関連事業者とも協議の上で検討する
- ・ 確保した財源は観光基本方針に基づく新規事業と拡充要素に充当することとし，既存事業の振替には使わない
- ・ 新たな財源を積み立てる基金を創設することにより，用途を明確化
- ・ 受益と負担の観点から，来訪者への還元につながる取組に活用する
- ・ その年度に財源を活用した事業の内容と額を公表する

項目	取組例
1 受入環境の充実	受入環境の整備，二次交通の整備，人材の育成・確保，宿泊事業者への支援
2 魅力の向上と効果的な情報発信	観光資源の開発と磨き上げ
	効果的な情報発信
3 その他	閑散期対策，誘客促進事業などの取組
4 導入に係る経費	賦課システムの導入・改修費，特別徴収義務者に対する補助，制度周知に係る広報費

(2) 旭川市における制度概要（案）

① 税目名

宿泊行為に対する課税であり，観光客以外の「交流人口」も含まれることから，新税の名称については「宿泊税」がよい。

② 課税客体，課税標準，納税義務者

課税客体は旭川市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為とし，課税標準はこれらの宿泊施設への宿泊数，納税義務者は宿泊者とする。

- ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル，又は簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅

③ 徴収方法

特別徴収とする。
ただし，特別徴収義務者である宿泊事業者の負担に配慮した制度設計を行うとともに，その負担に対しての補助や支援について併せて検討を行う。

④ 課税を行う期間（見直しの時期）

観光基本方針の推進期間が5年であることや、他都市の状況を踏まえ、条例施行後5年をめぐりに見直すこととする。

ただし、制度の見直しが必要と認められる場合にはその状況に応じ、これより短い期間での見直しを実施できるように規定する。

⑤ 税率

（参考）北海道の懇談会におけるとりまとめ案

一人一泊について、宿泊料金が2万円未満の場合100円、2万円以上5万円未満の場合200円、5万円以上の場合500円とする。

導入を検討している道内市町村の検討内容を踏まえ、以下の2案を検討

案(1) 定額制（小樽市、帯広市等での検討案）

一人一泊につき一律200円

案(2) 段階的定額制（札幌市での検討案）

一人一泊につき5万円未満の場合200円、5万円以上の場合500円

● 旭川市における収入見込額の試算について

190万人泊（H30推計値）× 200円 = **3.8億円**

● 北海道の税率との合計額について

(a) 定額制

段階	道の税率	市の税率	合計額
2万円未満	100円	200円	300円
2～5万円	200円		400円
5万円以上	500円		700円

(b) 段階的定額制

段階	道の税率	市の税率	合計額
2万円未満	100円	200円	300円
2～5万円	200円		400円
5万円以上	500円	500円	1,000円

⑥ 非課税事項

(参考) 北海道の懇談会におけるとりまとめ案

修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者

納税者である宿泊者にわかりやすく、特別徴収義務者である宿泊事業者の負担を軽減するためにも簡素な仕組みであることが望ましいことから、免税点及び課税免除については設定しない。

ただし、北海道が非課税事項を設定する場合は、本市と北海道の制度が異なることにより宿泊者や宿泊事業者の混乱を招きかねないことから、北海道の制度設計に合わせることを前提に検討する。

⑦ 入湯税との調整について

入湯税は鉱泉浴場における入湯行為に対し課税するものであるのに対し、宿泊税には宿泊行為に対し課税するものであり二重課税には当たらないものと認識しており、特段の調整は行わないこととする。

⑧ 導入時期について

本市における観光需要に影響を及ぼすことがないよう、国際情勢や経済状況のほか、現在導入を検討している北海道のスケジュールも勘案した上で導入時期を検討する必要がある。